

# 一般社団法人札幌青年会議所 2016年度 運営原則申し合わせ事項

## 1. 三役会

- ①三役会の総括責任者は専務理事とする。
- ②三役会の構成は、理事長・直前理事長・副理事長・特別議長・専務理事・常務理事とする。
- ③議案上程は原則として副理事長・特別議長及び専務理事が行う。但し、JAYCEE育成塾の議案上程は塾長が行う。
- ④オブザーバーは事前に専務理事の要請又は許可によって出席できる。
- ⑤三役会は毎月1回開催する。その他、必要に応じて臨時三役会を開催する。
- ⑥三役会の議長は理事長が務める。
- ⑦会議開始は18:30とする。

## 2. 常任理事会

- ①常任理事会の総括責任者は専務理事とする。
- ②常任理事会の構成は、理事長・直前理事長・副理事長・特別議長・専務理事・常務理事・常任理事とする。
- ③議案上程は原則として常任理事が行う。但し、JAYCEE育成塾の議案上程は事務局長が行う。
- ④オブザーバーは事前に専務理事の要請又は許可によって出席できる。
- ⑤常任理事会は毎月1回開催する。その他、必要に応じて臨時常任理事会を開催する。
- ⑥常任理事会の議長は理事長が務める。
- ⑦会議開始は18:30とする。

## 3. 理事会

- ①理事会の総括責任者は専務理事とする。
- ②理事会の構成は、理事長・直前理事長・副理事長・特別議長・専務理事・常務理事・常任理事・理事・監事とする。
- ③事務局長・委員長はオブザーバーとして出席する。尚、やむを得ず欠席する場合は専務理事の許可を得た上で必ず代理者を出席させる。
- ④議案上程は、専務理事・常任理事が行う。尚、協議議案については説明を事務局長・委員長に委ねる。但し、JAYCEE育成塾の議案上程並びに説明は事務局長が行う。
- ⑤オブザーバーは専務理事の要請又は許可によって出席できる。
- ⑥理事会の議事録作成は議長とする。尚、その実務は議長の指名した者が行う。
- ⑦理事会は毎月1回開催する。その他、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- ⑧理事会の議長は理事長が務める。
- ⑨会議開始は18:30とする。

## 4. 室会議

- ①室会議の総括責任者は常務理事若しくは常任理事とする。

- ②室会議の構成は各室については、副理事長・特別議長・常務理事・常任理事・事務局長・委員長・事務局次長・副委員長・幹事・議員・委員とする。理事長・直前理事長・専務理事・監事は室会議に出席できる。
- ③オブザーバーは事前に室会議の総括責任者の要請又は許可によって出席できる。
- ④室会議の議長は常務理事若しくは常任理事が務める。
- ⑤室会議の議事録作成は議長とする。尚、その実務は議長の指名した者が行う。

## 5. 会議及び委員会

- ①会議及び委員会は定款並びに規程に準じて運営する。
- ②オブザーバーは、事前に事務局長・委員長の要請又は許可によって出席できる。
- ③委員会等諸会議運営費は事務局より支出されたものを使用し、その使用に際しては厳正さを期する。
- ④会議の議長は事務局長が務める。委員会の議長は委員長が務める。
- ⑤会議及び委員会の議事録作成は議長とする。尚、その実務は議長の指名した者が行う。
- ⑥会議及び委員会は年に12回以上開催する。その他、必要に応じて会議・委員会を開催する。
- ⑦JAYCEE育成塾は会議として扱う。
- ⑧JAYCEE育成塾の塾長は会議における議長と同格に扱う。

## 6. 創立65周年記念特別会議及び全国大会招致特別会議

- ①定款38条1項の会議として創立65周年記念特別会議及び全国大会招致特別会議を設置し、本申し合わせ事項第5項に基づき運営する。
- ②創立65周年記念特別会議及び全国大会招致特別会議の特別議長は副理事長待遇とする。
- ③創立65周年記念特別会議及び全国大会招致特別会議の事務局長は委員長待遇、事務局次長は副委員長待遇とする。
- ④事務局長は専務理事の許可を得て、事務局長・委員長を招集することができる。

## 7. 財政・規則審査委員会

- ①財政・規則審査委員会を設置し、本申し合わせ事項第5項に基づき運営する。
- ②財政・規則審査会議を開催する。常務理事を責任者として運営は財政・規則審査委員会が行う。
- ③財政・規則審査委員会の各回の会議は財政・規則審査マニュアルに準じて運営する。
- ④財政・規則審査会議の開催にあたり、常務理事は、事務局長・委員長を招集することができる。
- ⑤財政・規則審査会議への議案上程は、各事務局長・委員長が行う。
- ⑥財政・規則審査会議は毎月1回開催する。その他、必要に応じて臨時財政・規則審査会議を開催する。

## 8. 委員会等諸会議運営費

委員会等諸会議運営費は2000円×参加人数とし、事務局を通して請求する。ただし、会費未納の者については支給されない。

## 9. 議事進行

諸会議の議事進行は、ロバート議事法に則って行う。

#### 10. 議案の提出

三役会、常任理事会、理事会の上程資料は上程書提出締切日までに担当常任理事及び担当副理事長・特別議長若しくは常務理事及び専務理事の確認作業を終了し、定められた形式をもって作成した上で、データにて総務委員会に提出する。

#### 附 則

この運営原則申し合わせ事項は、2016年1月1日から施行する。